

ご支援・励ましのお手紙・メールを頂きました方々へ

平成 23 年 10 月 11 日に息子が亡くなり、その翌年の平成 24 年 2 月 24 日に提訴いたしましたので、裁判を始めて丸 7 年という月日が経過いたしました。今回平成 31 年 2 月 19 日にやっと判決を迎えることが出来ました。

判決内容につきましてはこれまでの報道等でご存知かと思われませんが、画期的な司法判断を勝ち取ることが出来ました。

まずはこれまで有り余るご支援いただきましたご支援者の方々、そしてなにより息子の事件の調査に協力して頂きました多くの当時中学校の同級生の方々。本当に感謝いたします。彼らによる学校アンケート調査の協力、その後の警察や第三者調査委員会での聞き取り調査に対する協力がなければここまで来ることはできませんでした。

そしてこの事件を報道し続けてくださったマスコミの方々。マスコミの方々の協力がなければここまで戦い続けること、そして「いじめ防止対策推進法」の成立はなかったと思います。本当にありがとうございました。家族一同改めてお礼申し上げます。

私は息子が亡くなった平成 23 年その年の 12 月に息子の同級生から直接お話を聞く機会を持つことができました。その際、息子に起きたことが事実だと確信できました。

そして、それまでに起こされていたいじめ裁判の記録を調べ、そのほとんどの訴訟で、被害者が敗訴している事実を知りました。それでも、何とか息子の名誉の回復をしてやりたい、いじめ自殺を繰り返してはならないという思いから、裁判を起こすことを決意し、弁護士事務所の扉をたたきました。

当初はアンケート調査結果の資料しか手元になく、どれだけ証拠資料を集めれば裁判ができるのかも分からないまま、毎日ものがき、動き回る日々でした。そのような私の姿を見たマスコミの方々が手を差し伸べて下さり、そのことで世論が動き、支援の輪が広がり、警察の強制捜査が行われ、大津市による第三者調査委員会が立ち上がりました。

このような、さまざまな皆さんの努力と善意のおかげで、本日のような判決が勝ち取れたものと考えております。

裁判を始めた当初、私は息子の名誉を回復することだけを考えていましたが、その後、日本全国から弁護士事務所に届く皆様方からのご支援、ご声援のメールの中に、過去にいじめ被害に遭われて今も苦しんでいる方が多くいることを知りました。また、いじめ被害に遭い、大切なお子さまを失われた全国各地のご遺族と直接お会いすることで、これは息子だけの裁判ではないと思うようになり、負ける裁判にはしてはいけないと強く思うようになりました。

そして、何とか多くの子どもたちの命を救う裁判にしたいと思って頑張ってきました。

いじめ被害を苦に自ら命を絶つ子どもをひとりでもなくしてほしい、学校に行けなくなる子どもをなくしてほしい。そのために戦うことは、私に託された息子の最期のメッセージだと思うようになりました。

今回の判決文では、

「(省略) 亡被害児童に対し、希死念慮を抱かせるに足りる程度の孤立感・無価値観を形成させ、さらに、被告少年らとの関係からの離脱が困難であるとの無力感・絶望感を形成させるに十分なものであり、そのような心理状態に至った者が自殺に及ぶことは、一般に予見可能な事態であるといえるから、亡被告児童の自殺は通常損害に含まれるというべきである。したがって、被告少年 2 名の加害行為と亡被害児童の自殺との間には相当因果関係が認められる。」

と判断されました。

これはこれまでの「いじめ訴訟」を大きく前進させるもので、いじめと自殺の因果関係を民法 416 条第 1 項の通常損害の判断枠組みで認められたこと、つまり、本件いじめがあれば、自殺という結果は通常生じるだろうと認められたことは画期的な司法判断だと思っております。

いじめという加害行為は、被害の児童生徒を自死に追い詰める危険な行為である。と明確にいじめと自殺の因果関係を判示しました。

一点、申し上げるなら、いじめ加害行為とは必ずしも暴力を伴わず、被害者に孤立感・無価値観、そして無力感・絶望感などを形成させて希死念慮を抱かせる陰湿で卑劣な行為です。

いじめとは、冷やかし、からかい、無視、仲間外れなど本来暴力を伴わないものがいじめに当たります。

簡単に申し上げますと、暴力を伴わなくとも言葉で、被害児童生徒を自死に追い詰める危険な行為なのです。

しかし、息子の事案では、苛烈な暴力を伴ういじめ自死事案でした。そのため、陰湿で執拗な加害行為に苦しめられ、自死に追い詰められた他のいじめ自殺裁判でも、今回の判断が先例となって、常に相当因果関係が認められるとは必ずしも言い切れません。

この点に関して、いじめが子どもを自死に追い詰める危険な行為であるということを十分に踏まえて、いじめ被害を受けた人たちが積極的に司法的な救済を受けられるような新しい仕組み作りが急務だと痛感しています。ぜひ、立法府として、いじめ被害者が適切な司法的救済を受けられるよう、議論を深めて頂きたいと切に願うばかりです。

現在国会では「いじめ防止対策推進法」の改正に向けた動きが加速しています。

現行法が施行された後も、いじめを苦に自ら命を絶つ子どもたちは後を絶ちません。

今回の大津地裁の司法判断を、立法府の議員の方々にも注目して頂き、必ずしも暴力を伴うとは限らない、陰湿で執拗ないじめ被害で自ら命を絶ったり、学校に行けなくなったりする子どもが一人もいなくなるよう、法改正を、国会議員の方々に訴えたいと思います。

今回の判決が、学校からいじめをなくし、お互いの多様性を認め合い、人生における児童の学校生活が素晴らしいものに寄与することを、息子をはじめとする多くの子供たちが天国から願っていると思います。

私達も日本全国の学校現場がそうなるように、微力ながら活動してまいりたいと思っております。

これからも今回ご支援いただきました皆様方には「いじめ問題」についてご関心をお持ちいただき、この問題が風化せぬようご協力いただけましたら幸いです。

最後になりますが、泣き苦しみ、途方に暮れておりました私たちの背中を押してくださり、多大な勇気をお与えいただいたことに心から感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。改めて今回ご支援くださいました皆様方にお礼を申し上げます。

以上